6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成22年度以降に、次の㋐、㋑及び㋒の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年度以降に、次の㋓の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が40㎡以上であること。
㋑　ＮＡＴＭによるトンネル施工延長が1,400m以上のトンネル工事であること。
㋒　ＮＡＴＭによる土被りが20m以内であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事であることとし、施工延長については掘削を実施した区間の延長であること。
㋓　ＮＡＴＭによるトンネル施工延長が300m以上のトンネル工事であること。
ただし、施工延長については掘削を実施した区間の延長であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
㋑　平成22年度以降に、上記⑸イに掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、一般国道452号　美瑛町　台ノ下山トンネル工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局旭川開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局旭川開発建設部契約課

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和７年９月12日
九州管区警察局沖縄県情報通信部長
宮城　寛人
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　47
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、29
⑵　借入件名品及び数量　沖縄県警察本部用指令通信装置（情報処理系）　１式
2　意見の提供方法
⑴　意見の提供期限　令和７年10月14日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒900―0021 那覇市泉崎１―２―２　九州管区警察局沖縄県情報通信部通信施設課　電話098―862―0110
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和７年９月12日から令和７年10月14日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　関心表明の方法
⑴　関心表明書の提出期限　令和７年10月14日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　上記２⑵に同じ。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 15, 29
⑵　Nature and quantity of the services to be required :　Command Communications Equipment for Okinawa Prefectural Police Headquarters (Information processing system), 1 Set
⑶　Time limit for the submission of comments : 17 : 15　14 October, 2025
⑷　Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Okinawa Prefectural Info-Communications Department Kyushu Regional Police Bureau, 1―2―2 Izumisaki, Naha-shi 900―0021 Japan. TEL 098―862―0110